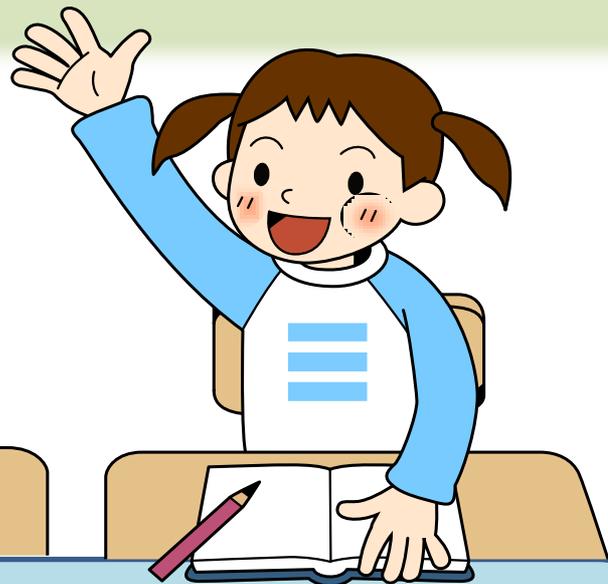


# 一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じた「合理的配慮」の提供に向けて



## 〈障害者差別解消法〉

(平成28年4月1日から施行)

この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、平成25年6月26日に公布されました。

教育現場においては、合理的配慮に対する正しい理解を一層深め、個に応じた対応を心掛けていくことで、障害のある子どもが不利益を受けないよう学級や学校の中で必要な変更や調整が求められています。

平成29年3月  
群馬県総合教育センター

# 「合理的配慮と基礎的環境整備」について

障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、それぞれ教育環境の整備を行うこととされています。これらは「合理的配慮」の基礎となることから、「基礎的環境整備」と呼ばれます。

また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものです。それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、障害のある子どもに提供される「合理的配慮」も異なることとなります。

## 合理的配慮の提供

- ◎障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校は必要かつ適当な変更・調整を行うことが求められています。
- ◎学校教育における合理的配慮は、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものです。
- ◎学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされています。

## 基礎的環境整備の充実

- ◎専門性のある指導体制の確保や施設・設備の整備など、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けるというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていきましょう。

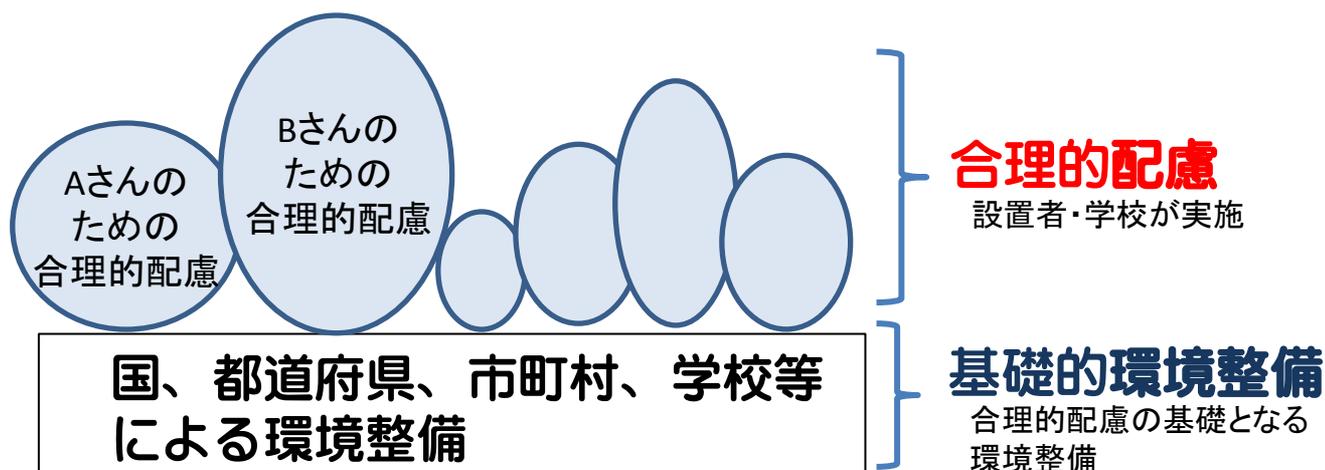


## これまで行ってきた配慮と何が違うのか

法に規定された合理的配慮にあたる取組には、既に日常的に実践されているものも含まれます。

これまでの取組であっても「教育内容・方法」「支援体制」「施設・設備」の観点にそって確認する必要があります。なお、「障害者の権利に関する条約」において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれることに留意する必要があるとされています。

# 合理的配慮と基礎的環境整備の関係



## 学校における合理的配慮の観点（3観点11項目）

※個別に提供

### ①-1 教育内容

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整

### ② 支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

### ①-2 教育方法

- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

### ③ 施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

## 基礎的環境整備（8観点）

※不特定多数に提供

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④ 教材の確保
- ⑤ 施設・設備の整備
- ⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧ 交流及び共同学習の推進

これらの観点を踏まえて見直しを進めていきましょう。



※「インクルーシブ教育システム構築事業」より

# 合理的配慮を提供するまでの流れ

本人・保護者からの申出があった場合、または、申出や意思表示がない場合でも、困難さが感じられた場合には、学校は適切な配慮について検討します。

## 意思の表明

(担任等の気付きから  
検討される場合を含む)

障害の状態や学校  
生活上で困っている  
ことの実態把握

ケース会議や校内  
委員会などで話し  
合い、対応を考え、  
関係者で情報を共  
有します。

- ・ 専門アドバイザー等の  
専門家の活用
- ・ 過度な負担等がある場  
合は、代替案を検討

## 合理的配慮の 決定・実行

配慮の内容は、個別の教育  
支援計画に明記すること  
が望まれます。また、個別  
の指導計画にも活用して  
いきます。

## 合理的配慮が実行されるまでの例

### 本人・保護者からの 相談等の申出



**A君本人** 「ぼくは、  
黒板の文字を見ても、  
ノートにうまく書き写  
せない。でも、繰り返  
し聞けば覚えらる。先  
生の話の家でも聞き直  
したいので授業を録音  
させて欲しい。」

**B君の母** 「うちの  
子は、黒板を書き写す  
のがとても苦手です。  
書いていると授業につ  
いていけないので、プ  
リントにして配ってら  
えませんか。」

### 担任等の 気付き



**Cさんの社会科担当  
教諭** 「Cさんはノ  
ートを書くことに時  
間がかかる。書かれて  
いる文字はよく読み  
取れない。書くこと  
に何か配慮が必要  
ではないか。」



## 個別に必要なかつ適当な変更・調整

A君は、板書の全てを  
写すのではなく、先生  
から示されたポイント  
だけノートに書き写し  
て、あとは必要に応じ  
てICレコーダーの使  
用が認められました。

B君は、授業の初め  
に板書計画を配って  
もらったり、板書を  
デジカメで写したも  
のを放課後にもらっ  
たりすることができ  
るようになりました。

Cさんは、授業を受け  
ている全教科で、ワ  
ークシートの回答欄を  
大きくしてもらったり、  
何と書いたか後で聞き  
取ってもらったりす  
るようになりました。

各学校において個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づき  
実行した結果を定期的に評価し、柔軟に見直すなど、PDCAサイクル  
を確立させていくことが重要です。

## 合理的配慮を決定していく上での留意点

- ・ 本人及び保護者が相談しやすい環境づくりを心掛けましょう。
- ・ 現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供するかなどにつ  
いて、関係者間で共通理解を図りましょう。
- ・ 一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定していきましょう。
- ・ 複数の種類の障害を併せ有する場合には、「合理的配慮」を柔軟に組み合わせて  
いきましょう。



# 合理的配慮のイメージ

## 学習障害 (LD) のAさん

【状態】読み書きが苦手な、特にノート  
テイクが難しい。

- 板書計画を印刷して配付
- デジタルカメラ等による板書撮影
- ICレコーダー等による授業中の教員の説明等を録音
- \* データの管理方法については留意することが必要

## ADHDのBさん

【状態】必要なことに注意を向け続ける  
ことが難しい。

- 黒板周り等、教室の掲示物を整理し、余分なものは取る。
- 板書や提示物を整理したり注目してほしい所に○印や下線を付けたりする。
- 15分単位で学習活動を設定する。何を、どこまで、何分でやるのかを示す。

## 聴覚障害 (難聴) のCさん

【状態】右耳は聾。左耳は軽度難聴で  
あるため、聞き取りが難しい。

- 教室前方・右手側の座席配置  
(左耳の聴力を生かす)
- FM補聴器の利用
- 形をはっきりさせた形での会話  
(座席をコの字型にし、他の児童生徒の□元を視覚的に見やすくする等)

## 肢体不自由のDさん

【状態】両足にマヒがあり、車いすを  
使用している。エレベーターの設  
置は難しい。

- 教室を1階に設置
- 車いすの目線に合わせた掲示物等の配置
- 車いすで安全に廊下を移動するための段差の解消

## 事例を通して合理的配慮について学ぶために

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、インクルーシブ教育システム構築支援データベース（略称：**インクルDB**）を開設しています。

教育関係者や一般国民への理解啓発及び具体的なインクルーシブ教育システム構築支援に関する情報が提供されています。

合理的配慮についての理解を深めるため、閲覧してみたいでしょうか。

リンク先URL

<http://inclusive.nise.go.jp/>

The screenshot shows the homepage of the Inclusive DB (Inclusive Education System Construction Support Database). At the top, there are search and display options for text size and color. Below that is a navigation menu with links to 'トップページ', '実践事例データベース', '法令・通知等', 'Q&A', '研究報告・リンク', and '教育相談情報'. The main content area features a 'インクルDBについて' section with introductory text and a '関連情報' sidebar with buttons for '法令・通知・用語等', 'Q&A', '研究報告・リンク', and '教育相談に関する情報'. A magnifying glass icon is visible at the bottom of the page.

# 合理的配慮は、学校でどのように取り組まれているのか

平成28年の7～8月に群馬県総合教育センターにおいて行われた特別支援教育に関わる研修に参加された主に小・中学校の先生方に行ったアンケート結果から（回答者数300人）

Q1 あなたの学校では、障害者差別解消法の施行に伴い、合理的配慮の提供に向けたどのような取組を行っていますか。（複数回答可）

障害者差別解消法を理解するために、校内研修等の機会を設けて理解を図っている。	保護者に学校により等で、特別支援教育の理解と啓発を働きかけている。	校内で合理的配慮を必要とする子どもの発見と実態把握に努めている。	職員は合理的配慮を必要とする子どもに対する支援を共有できる場を設けている。	子どもへの障害を理解する授業や交流の機会を積極的に持っている。
11%(32人)	15%(46人)	76%(227人)	56%(167人)	16%(48人)

Q2 あなたの学校では、校内の施設・設備に対し、どのような配慮を行っていますか。（複数回答可）

障害の状態に応じた適切な施設・整備の改善を図っている。	障害の状態に応じた活動スペースや遊具・運動器具等の確保をしている。	個別指導のために、コンピュータや日常生活用具、作業室等の確保をしている。	個別学習やクールダウンするための小部屋等の確保をしている。
36%(109人)	23%(69人)	22%(65人)	48%(143人)

Q3 あなたの学校では、どのような指導方法に関わる配慮を行っていますか。（複数回答可）

口頭による指導だけでなく、板書、メモ等による情報の提示を行っている。	点字、手話、デジタル教材等のコミュニケーション手段を確保している。	障害の状態に応じた教科指導における配慮、ICT機器等の利用を進めている。	漢字の読みなどに対する補完的な対応（ふりがななど）を行っている。
45%(134人)	10%(31人)	29%(86人)	22%(65人)

アンケートの実施時期が早かったためか、まだ具体的な合理的配慮の報告は多くありませんでしたが、積極的に子どもの実態把握に努めたり、支援の共通理解を図る機会を設けたりしている学校が見られました。また、具体的な配慮としては、視覚情報を提示したり、ICT器機を利用したりするといった工夫をしているようです。

## 学校で行われている取組、配慮や支援

（同アンケートより抜粋）

### 合理的配慮の観点

- ① - 1 肢体不自由のため、体育実技に参加できない生徒の評価方法について、関係者会議、職員会議を経て共通理解を図っている。
- ① - 1 ひらがなが覚えにくい子に対して、50音表を机上に置くようにしている。
- ① - 2 知的障害と自閉症スペクトラム障害を併せ持つ児童のために、タブレット端末を利用し、写真やイラスト、短い言葉で、これからの予定の説明を行っている。
- ① - 2 集中することが難しい生徒からの申出があり、耳栓の使用を許可している。
- ② - 1 ADHDで離席する傾向がある児童に対し支援員等の対応を計画している。
- ② - 2 校内研修で「全員が分かる授業改善」をテーマとして、指導案に「全員が分かるための支援」という項目を設け、授業のユニバーサルデザインに取り組んでいる。
- ③ - 1 車イスを使用する児童用に、昇降機を階段に設置した。
- ③ - 1 校舎と校舎をつなぐ通路にコンクリートを入れ、スロープを付けた。

etc.



群馬県で行った他の調査によると、特別支援学校や高等学校では、次のようなケースも検討・実施されているようです。

本人・保護者からの申出

学校の対応

○文字を整えて書くことが難しい。レポート等の提出物をパソコンで作成することを認めて欲しい。



○プリントアウトしたものの提出を認める。テストは回答欄を大きくして渡すように配慮。

合理的配慮の観点 ①-1

○集会など人が集まる場所にいることで、精神的・身体的に苦痛を感じるので配慮して欲しい。



○特別支援教育コーディネーターが中心となり、集会等での指導体制を検討。

合理的配慮の観点 ①-2

○難聴であるため、教科で教室を移動しても、座席は前から3番目までになるよう配慮して欲しい。



○補聴器の使用に支障のない座席となるように配慮。聞こえの状況を共通確認。

合理的配慮の観点 ②-1

○駐車場から校舎まで、一人でも安全に歩行できるよう近くに駐車場やスロープを整備して欲しい。



○管理職が中心となり校内で、送迎用の駐車スペースの拡大を検討。

合理的配慮の観点 ③-1

○肢体に不自由があるので、立ったままでは靴の着脱ができない。生徒用玄関にイスを置いて欲しい。



○他の生徒の往来があるので、安全性を考慮し職員玄関にイスを設置。

合理的配慮の観点 ③-2



## 特別支援教育の視点から学校を見直す

特別支援教育の視点を取り入れて学習環境や授業を変えていくことで、子ども一人一人の学校生活の充実を図ることが可能となります。

- 対象となる子どもへの配慮にとどまることなく、広く学校環境の整備や授業のユニバーサルデザイン化などに取り組んで、誰にとっても安心感があり、自己有用感を得られる学級づくり、分かりやすい授業づくりを進めていきましょう。
- 周囲の子どもへの対応や他の保護者への理解啓発に努めることも重要となります。総合的な学習の時間や道徳教育、特別活動、PTA行事等を通して、障害のある子ども、障害者に対する正しい理解を深める機会を持てるように計画していきましょう。

# 学校全体で取り組む体制づくりのために

校内の職員全体で組織的に支援をしていくために、職員相互が支え合っていきましょう。

## 校内支援体制チェック表

自校の校内支援体制をチェックしてみましょう。そして、改善が必要なところを整備していきましょう。

### 特別支援教育校内委員会

◆校内委員会を、少なくとも学期に一回は開催している。	
◆校内委員会で、特別な支援が必要な子どもの実態把握をし、支援方策を検討している。	
◆校内委員会と関係する会議、学年会や教科部会、ケース会議等との相互の連絡が行われている。	

### 特別支援教育コーディネーター

◆コーディネーターが担う役割や校務分掌への位置づけが明確になっている。	
◆コーディネーターが支援にあたる時間を確保するなど、動きやすい体制が整えられている。	
◆コーディネーターは、担任や保護者からの相談に応じたり、関係者との連絡・調整をしたりしている。	

### 職員態勢

◆学年会や教科部会などで、特別な支援が必要な子どもについての話し合いが日常的に行われている。	
◆特別な支援が必要な子どもの情報や支援の方法について、全職員が共通理解している。	
◆子どもの様子や支援の方法などについて、担当者や職員間で気軽に話し合える雰囲気がある。	
◆コーディネーターの役割や仕事内容について、全職員が共通理解している。	
◆職員の職能や経験等を、校内支援に生かしている。	

### 計画的な支援

◆個別の指導計画（個別の教育支援計画）を作成し、評価改善しながら支援や引継等に活用している。	
◆必要に応じて支援チームを構成し、複数の職員で計画的な支援を行っている。	
◆担任が一斉指導の中で行う支援以外に、個別の指導時間の確保など、いくつかの支援メニューを用意している。	

### 保護者との連携

◆保護者の相談窓口を担当する職員が決まっいて、すべての保護者に伝えてある。	
◆保護者と担任やコーディネーター等が、子どもの支援内容について話し合う場を設けている。	

### 関係機関との連携

◆連携できる地域の関係機関の情報が整理されている。	
◆関係機関と連携するときの手続きの方法や連携の手順などが明確になっている。	

### 理解・啓発

◆特別支援教育に関する校内研修を、学期に一回は行っている。	
◆学校における特別支援教育の取組や情報を、学校便りなどを通して保護者に伝えている。	

群馬県総合教育センターリーフレット「通常の学級から始まる特別支援教育」より

## 合理的配慮を充実させるために

### ○チーム学校として取り組む校内支援体制の充実

管理職のリーダーシップのもと、障害のある子ども等に十分な教育を行うため、実態把握や校内委員会の開催、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など機能的な支援体制を構築しましょう。

### ○特別支援学校等によるエリアサポートの活用

特別支援学校は、地域の特別支援教育におけるセンターとしての役割を担っています。必要に応じて専門アドバイザー等による助言や援助を活用していきましょう。

### ○共生社会の実現に向けた交流及び共同学習の推進

障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に活動する場を設定し、共に学ぶことの楽しさを味わわせたり、直接的な触れ合いを通して相互理解を深めたりしましょう。

### ○群馬県手話言語条例の制定（H27.4.1）の意義から合理的配慮を考える

群馬県では手話通訳や要約筆記などの意思疎通支援の取組に加え、手話の普及など本条例の理念を踏まえた施策の充実に努めています。学校ではお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生することの大切さを学んでいきましょう。